

令和7年度第1回長崎市清掃審議会

日時 令和7年8月1日（金）10:00～11:40

場所 長崎市役所 15階中会議室

議題 (1) 一般廃棄物処理手数料等の改定について
(2) プラスチック資源に係るごみの分別変更について
(3) 新東工場建設の進捗について

議題(1)一般廃棄物処理手数料等の改定について

- ・事務局説明
- ・質疑応答

(委員)

改定後、全国的な水準と比べて長崎市はどうなのか。

(事務局)

搬入ごみ手数料については、近隣の市町村と比べるとだいたい同額程度となっている。それはやはり近隣でどうしても安いところに市外ごみとして流れるということで、近隣の市町村は似通った金額になっている。

今回長崎市が手数料を上げた場合、近隣の市町村が低くなるので、近隣が上げられるということは想定される。

粗大ごみ等についても全国調べているが、もっと高いところもあるしもっと安いところもあり、そんなに大差がないと考えている。

(委員)

改定額が全て激変緩和措置の対象になっているということは、こちらの負担が大きくなっていると思う。5年と言わず3年とかで改定してもいいのではないか。

(事務局)

今回の改定については、長年、手数料の原価については当然これまでずっとコストとしては上がってきている中で見直しを行ってこなかった。適正な受益者負担になっていないということで全庁的に見直しが今行われている。ただ、長年行ってこなかった中でいきなり上げてしまうと、かなりの負担増になってくるということで、今回5年ごとの見直しとしている。一般廃棄物処理手数料についても基本的な考え方としては適正な受益者負担を求めていくということになるが、受益者負担

率がかかっているというところで、そこについては今後、今回と一緒にような形で全庁的な方針に基づきながら見直しを進めていきたい。

(委員)

この激変緩和措置というのは 1.4 か 1.5 かかっているが、5年間この緩和措置は続けられるということか。

(事務局)

今回条例を改正するのでこの額が基本5年間そのまま維持されると考えている。5年後にまた再算定をした結果、その時の原価で再算定した結果、また、受益者負担率が全庁的にどういった係数をかけていくのかということで、次の改定額が決まっていくと考えている。

(事務局)

資料の6ページの括弧4、その他のところにも書いている通り、原則5年ということではしているが、その「また」以降に書いてあるように社会情勢の変化や政策的な措置等を適切に反映するためには、経済状況の急変などに対応することがあるので、場合によっては前倒しして見直しを行うということも、全庁的な方針として今後の市民の皆様にも説明していく予定ということ考えている。

(委員)

3点ほどお聞きしたい。

令和8年4月からということでは1年切っているが、業者や市民の方への周知はこれからということか。少し後手になっている気がするが、もう少し早く周知していただきたい。

もう1点は、受益者負担率が事業系の場合は100%、家庭系の場合は50%と決めているが、許可業者が家庭系を持ち込むときの料金は受益者負担率100%と考えていいのか。

もう一点、今回この上げ幅について、事業所の指定袋も200円ということで設定されているが、懸念されることとして、その事業所の方が家庭ごみで出すということが増えてくるということが考えられるが、この対策についてもあれば聞かせてほしい。

(事務局)

周知のタイミングについては、まだこれから条例の改正が必要になる。今年の2月議会で大きな方向性を全庁的にお示しして、先日の6月議会の所管事項調査でも議会に説明をさせていただいた。

そういうところで今度の9月議会でいよいよ条例の議案という形で上程をさせていただき、議会にお諮りをするという手順になっている。そこで可決をされた場合に決定ということになり、決定をした上で周知を図っていくということで考えている。当然、許可業者の皆様には個別に周知をしていくということを考えている。

許可業者が家庭から排出されるごみを許可業として搬入される時の搬入手数料がどうなのかというようなご質問については、今でも家庭から許可業者に頼らずにご自身が出される時の手数料についても、今の62.8円というのは、許可業者もご家庭から出される個人の方も同じ料金ということで

設定をしているので、当然家庭から出るごみについても直接搬入される場合については、改定後の額ということで手数料としていただくということになっているので、10kgあたり62.8円が80円になるということで、これは許可業者についても全て搬入される時には同じようになるということで考えている。それから事業者用ごみ袋の値段が上がることで事業所用のごみ袋に入れずに家庭用で出されるところがあるのではないかとということについては、今でも家庭用のごみ袋は袋代しかかかっておらず、処理手数料はかかってないということで、特に小規模の店舗などは、例えばその自宅兼店舗があるような小さなお店とか、そういったところではなかなか区分が難しい。その辺については、ごみステーションに出されたごみの中で、不適正な物が入ってないかとかいうところで、収集の時にチェックをして、もし仮に不適正な物があれば職員が調査をして排出事業者の方に直接指導をすとか、そういった対策を今でもとっているということである。事業所ごみ袋の金額が高くなればさらにそういうところが増えるということの心配も当然ご指摘の通りあるというふうに思うが、そちらについてもしっかり出されたごみのチェックをしていきながら、周知を図っていきたいと考えている。

(委員)

ごみ袋の例でいうと、現行が146円で再算定の結果は378円、改定後が200円ということで、改定後と再算定の差が178円となっている。この178円というのは、いわゆる市からの市民に対してのサービス、あるいは事業者に対してのサービスと捉えていいのか。

(事務局)

差額の178円については、一般財源で市民・事業者の皆様から集めた税金で賄われていくということになる。そこについては適正な受益者負担という観点から考えた時に、事業所のごみを市民の税金で処理をしているという形になっているということで、その差がかなり大きいというところが全庁的な見直しの契機となっているので、今後についてはその差を徐々に埋めていくという形になっていくと考えている。その間はサービスというか、市のほうでの税金での負担、一般財源での負担になってくると考えている。

(委員)

広報的に排出事業者に対して説明は積極的にこれから広報をしていくのか。それとも、それはそれとして、水面下でしていくのか。

(事務局)

今回の改定については当然袋代が上がっていくということになってくるので、その辺については色々な関係団体を通じながら、許可業者だけではなく排出者側の方にも積極的に周知を図って行きたい。

議題(2)プラスチック資源に係るごみの分別変更について

- ・事務局説明
- ・質疑応答

(委員)

周知は書いている以上に回数を増やしてほしい。4月開始地区と10月開始地区を分けているのはなぜか。

(事務局)

広報については、まずは令和7年12月に広報ながさきの年末年始折込チラシの裏面を使ってお知らせをしたい。それから分別変更が始まる前の令和8年2月号に詳しい形で載せていく。その後、令和8年度になるが、全庁的に開始する令和8年10月前には新しい分別チラシなども入れるという形で順次周知を図っていきたい。

また、それ以外の方法についても、例えばユーチューブとかの短い動画とかも作れないか検討をしている状況である。

それから4月開始地区と10月開始地区について、なぜ一緒にスタートしないのかということについては、長崎市の場合は今稼働している工場を使うということではなく、今から建てる新しい工場で始めるため、準備期間や稼働を上げるというところで少し時間を取りたいという考えがある。

また、一つの施設で入れるとなると、かなりの処理ストックヤードを設けないといけないということになり、こちらが民間の工場になるため、ストックを設けるというところが事業者の方で難しいというところがある。

もう一つは収集の効率性というところを考えると、市の東部の方から神ノ島へ運搬するということになるのでそこに時間のロスが生まれるということもあるので、そういったところを考慮してまずは2つに分けたいと考えている。

そのようなところで4月と10月と分かりにくくなる場所はあるかもしれないが、長崎市として着実に事業が進められるように2つの地区に分けさせていただいた。

(委員)

確認だが、プラスチックごみを一括して1つの袋に入れて出していたのを工場で本来のプラスチック製容器包装とプラスチック製品に選別され、容器包装に関しては圧縮した状態でこれまでの容器協（容器包装リサイクル協会）に引き渡し、その他のプラの製品に関してはその工場では何らかの処理をされるということか。

例えば最初から分別して出していただくという考えにならなかったのか。

(事務局)

別々に集めるということについても検討したが、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」があり、仕組みとして国の方が一括回収を進めるという規定があるということが、こういう

形になった大きなところである。あと、やはり2つに分けると同じプラスチックなのにこちらは容器包装、こちらは製品、ということになり、市民の皆様にはわかりづらい部分がある。プラスチックは何でも資源として回収してリサイクルできるというところで、プラスチックは資源ということで出していただき、一括して回収をさせていただきたいと考えている。

(委員)

家庭の方から見るとプラスチックが1つということは非常に分かりやすいと思う。一応、確認のために発言させていただいた。

(委員)

本件とは少し離れるが、レジ袋が有料化になってから5年近く経つと思うが、小売店でもだいぶ消費者にも浸透してきて、有料化は受け入れられていると思うが、実際にどれぐらいごみの量が減って効果はどれぐらいあったのか。

(事務局)

レジ袋については、使われた後はごみとして出された場合、正しく分別されると家庭の黄色のごみ袋で容器包装ということになる。こちらの収集量については、令和元年が市民1日一人当たりの排出量で38.1gとなっていたのが令和5年には35.5gということで、市民一人当たりについては減ってきているという状況である。ただ、この減ってきている要因としては、レジ袋が使われなくなったということも大きな一つの要因としてはあると考えているが、もう一つ別の要素として企業側の努力ということがあり、例えば身近なところではソーセージとかの包装も以前は飾りみたいなものも付いていたが、企業側もごみを少なくするという努力で不要な包装をなるべくカットしているという企業側の努力、それから市民側の努力というところで、一人1日当たりのごみ量として減ってきていると考えている。

(委員)

今の収集区分が数年前に変わって燃えるごみの中にプラスチック製品も入れてもいいとなったが、その前にはもっと厳密にプラごみはプラごみと分けていたような気がする。数年前に燃やせるごみの中にプラスチックごみを入れていいと言われてそうしているが、非常に罪悪感を感じながら捨てている状況であった。今回またプラスチックごみを1つに一緒に出していいというのは、あるべき姿かなと思うが、今の収集区分になる前はどのようなふうになっていたのかを教えてください。

(事務局)

平成28年に西工場が新しくなり、その時に分別の変更をしている。その時に説明をした中では、今の分別になる前のプラスチック製品については、こちらは燃やせないごみとして青の袋で収集して埋め立て処分をしていた。その当時はすでにプラスチック製容器包装はあったので、例えば弁当ガラとかそういったものについては埋め立てることはせず、黄色の袋に出してくださいということで説明をしてきた。それが平成28年の説明の時にプラスチック製品は燃やしていいということにな

った。そして、今まではリサイクルに出していたものも、多少汚れがついているとリサイクルに適さないので燃やせるごみに入れていいという説明をさせていただいた。そういったところが今までは洗って出していたいただいたものも、手間だからということで燃やせるごみの方に出したり、プラスチック製容器包装に本当は入れてほしいものも一緒に入れられたり、という経緯はあるのかなと考えている。そういったところも含めて、今回は住民説明会を丁寧にやっていきたいと思っている。できる限り燃やすのではなく、リサイクルのプラスチックごみの方に出していただきたいということで周知を図っていききたいと考えている。

(委員)

今までの習慣で燃やせるごみにプラスチックごみが入っていたら、それは回収しないということか。

(事務局)

例えば、他のごみと混ざって小さなごみが入っている場合については、それは回収せざるを得ないと思っている。ただ、1つのごみ袋の中に、例えばプラスチック製のバケツだけ入れられて、それが置いてあるという時は、置いても特に支障がないものについてはステッカーを貼って周知をしたい。ただ、どうしても燃やせるごみになると、他の例えば家庭から出る食品残渣とかそういったものと一緒に捨てられる可能性が高いと思う。そういったものと一緒に置くというのは難しいのかなと考えている。プラスチックだけというのがわかる部分については、周知の方法としては置いておくということは最初の方は必要かと考えている。

(委員)

リチウムイオン電池について、マスコミ等で、発熱したり発火したりということが報じられており、我々も少し心配しているが、個人的にも膨張したものをどうしたらいいかなと悩んでいる時に、ある量販店で「回収協力店」という張り紙があったので持って行ったことがある。その時にあまり理解もされてなく、膨張していたこともあり預かれないという話をされたことがあって、説明した上でやっと預かってもらったという経緯があった。多分、今からそういうことの機会が増えると思うので、回収協力店というのがどういう店舗になるのかちょっとわからないが、そういうところに対しての説明などを順番にさせていただくと市民も助かると思う。あと、地域センターでもしっかり預かっていただけるのか。土日とかも受付していただけるのか、そういう回収がきちんと徹底できるような対策をしていただくとありがたいと思う。

(事務局)

JBRC（一般社団法人 小型充電式電池リサイクル協会）の回収協力店については、長崎市では今までは処理ができないということで、そういう店舗に持って行ってくださいとご案内をしていた。

膨張しているものや、JBRCに加盟しているのが日本のメーカーになるので海外から輸入されたものは取り扱わないということがあるので、今までもお困りの市民から相談を受けたことがあり、そういったところについては長崎市の方でお預かりをするというような対応もさせていただいたとこ

ろではある。今回、国の方もこのリチウムイオン電池・蓄電池についても市町村の方でしっかり回収しなさいということでの通知が今年の4月に出ている。そういったところも含め、長崎市としてまずは少ない拠点ではあるが、モデルということで回収の実証をさせていただいている。こちら拠点回収場所については、今、小型家電の拠点回収を行っており、できればそのすべての拠点回収場所でもこの蓄電池もお預かりできるように、なるべく早い段階でそこまで持っていきたいと考えている。ただ、そこが開いている時しか回収が難しいということもあるので、土日で開いているところは数箇所あるが、普通は市庁舎とか地域センターとかが多いので、なかなかそういうところは難しいが、今まではお預かりできないというところだったのが、預かれるようにはなるので、しっかり市民にも周知をして集めていきたい。

あとJBRCの協力店の方も理解がされていないというところがあって、そちらの方にも当然持って行っていいということになっているので、なるべく市民の方には色んなところに持っていけるということが利便性の向上にもつながると思うので、その辺は周知を図らせていただきたい。

(委員)

先ほどのリチウムイオン電池の件だが、ハンディファンとかイヤホンとか、分解できないものについてはそのまま回収が可能ということか。

(事務局)

すでに内蔵されていて個人では外しづらいものが含まれている製品がかなりある。一番多いのは加熱式タバコやワイヤレスイヤホン、ハンディファン、そういった物については小型家電の回収ボックスに入れていただきたいという案内をしている。それよりも大きいもので小型家電の回収ボックスに入らない大きさのものについては粗大ごみとして出してくださいということで案内をさせていただいている。

(委員)

プラスチックごみ袋の図案は市の規定で決まっているのか、

(事務局)

現在、長崎市の家庭系の指定ごみ袋については長崎市が事業者の方に製造を承認し、あとは自由販売をしていただくというような形をとっている。承認をする際には長崎市の方でデザインを指定した上で、形がしっかりできているかどうかをチェックした上で、試作品を造っていただいて、チェックして承認を出すという形にしている。どこの会社が造っても一緒のような袋になるということで製造していただいている状況である。

(委員)

今回、ごみ袋が変わると思うが、現在日本人だけではなく、長崎市に数千人の外国人住民がおられ、その人たちが住みやすい長崎市、社会づくりをする必要があると思うし、この社会全体をよりよい社会にしていくためにも多言語の表記をしていただくことも大切かと思っている。もしくは、

多言語の表記と直感的にごみの分別ができるような図案というのもごみ袋に記載しているということがより良い社会づくりにとっては良い取り組みではないかと思う。

あまり手数がかかるような話ではないと思うので、是非今回ごみ袋が変わるので、1つのきっかけとして他のごみ袋についても同じような形でより良い社会づくりに貢献できるような袋にさせていただくということを提案したい。

(事務局)

誰が見ても分かりやすくということは必要なことだと思う。特に今回1つのごみ袋は間違いなく変わるということで、他のごみ袋についても先ほどの意見を参考にさせていただきながら検討させていただきたい。

(委員)

リチウムイオン電池についてはチラシが作られているが、その他の禁忌品はどのように周知しているのか。また、どの程度事故が起こっているのか。

(事務局)

他の禁忌品については分別のチラシに記載がされているが、大々的にはなかなかできていない状況である。今回、周知として市民説明会をして行くので、そういったところでも、もう少し禁忌品についても分かりやすい形でということを考えており、プラスチックごみに変わるというところを裏面に大きくこういうのを入れてはダメですよ、というような形でチラシを作成したいと考えている。

火災については、このチラシではごみ収集車両やごみ施設へということで、この図案自体は全国的に国が示している図案を使わせていただいているが、全国的には火災等も起こっているようである。長崎市内でリチウムイオン充電電池での火災はないが、先ほど説明したプラスチック製容器包装を北九州の工場に搬出して処理をしているが、処理の際に年間数件、2件から3件程度、中に入っていたものが破砕する時にかなりの圧力がかかり、その時に発煙をしてということでそういう事故がっており、1時間程度工場が止まったとか、年間数件程度は今でも起こっている。それが起こらないように長崎市の方でも選別をしているところであるが、今の現在の工場ではなかなか手選別がメインというところの中で、除去がしきれていないというような現状がある。

ただ、今回新しい神ノ島にできる工場については手選別だけではなくて、磁力選別であるとか最新の機械を使ったところで機械化が進むというところでそういったことは減ってくるのではないかと考えている。

(委員)

逆に混入してもいい物というのか、プラスチックに少し金属が混ざっているものもあると思うが、どの程度まで許されるのか。そういった情報は提供されるのか。

(事務局)

当然、どういうものがリサイクルに適して収集の対象になるかというところについては、国の方から手引きが示されている。そういったところを手引きに沿った中で周知をしていくという形になると思うが、基本は100%プラスチックということではあると思うが、例えばそのお使いのボールペンとか、そういったところの部分がほとんどプラスチックでできているというところについては、リサイクル可能なものもあるので、そういったところについては分かりやすく周知をしていきたいと考えている。

(委員)

容リ協のホームページを見ると、いわゆるプラスチック製容器包装と分別収集物という品目があがっており、これはいわゆる今までの容器包装類にプラスして、プラスチック製品が入ったものと理解しているが、それで容リ協の方に入札を出して、市の方は容リ協に負担するというやり方と、今回のように業者とファンドを作って再商品化するというやり方があったと思うが、市が後者の方を選ばれたという最大の理由を教えてください。

(事務局)

一括回収をした後どう処理をするのかというところについては、国の方としては制度として大きくある。今の容器包装プラスチックと同じような形で容リ協に引き渡して処理をしてもらうという方法と、長崎市が今回のように独自である事業者と組んで処理をしていくという、大きな二つの方法がある。ただし、容リ協に引き渡すとした場合でも、今の黄色の容器包装については、こちらは事業者が企業の方からの拠出金によって再商品化、リサイクルがされているということになるが、今の赤にも入っているプラスチック製品の方のリサイクルをするとなった場合については、長崎市が容リ協にその委託金を支払う必要がある。そこにかかるリサイクル費用については容リ協に支払う必要が出てくる。そういった中で長崎市としては、長崎市で今のところそういう事業者がいなかったため、長崎市の委託金が現行のままだと容リ協に出て行って、その長崎市のお金がまた市外の業者に落ちていくという仕組みになってくる。

今回、こういう制度を考えるときに、なんとか長崎市の中で地産地消と言うか、資源として捉えたときに、なるべく身近なところでリサイクルができていくということを考えて、そういう共有ができる事業者いませんか、ということで公募させていただいたところ、前回説明した通り、今のNLOOPが4社の共同で実施をするということで手を挙げていただいたところである。

まずはそのプラスチックを資源として捉えて、なるべく小さなところで地産地消したいというところが1つ、それからせつかくするのであれば、長崎市の委託料もなるべく地元の方で回っていくというところで大きく2つ考えて、そこを公募という中で選定をさせていただいたという状況である。

(委員)

今、課長から説明があったが、地域で資源を回すことでお金も回していくということだったが、この資料の2ページから4ページにある処理の図も一方向で終わってしまっているの、今後市民

の方にいろんな紹介をするときには、やはり循環の図を書いて、ごみというものの認識が、今度はごみ処理の工場で資源化されて資源が生まれて、例えば地域の中で製品になってまた手元に届くというような図の中で示されると、単純にごみだけじゃなくて、いろんなものが変わっていくんだというふうになるかもしれないので、検討いただければと思う。

あと、前回の審議会でも色々と周知の方法とか対象とか出ていたので、いろいろ大変だと思うが工夫をお願いしたい。

議題(3)新東工場建設の進捗について

- ・事務局説明
- ・質疑応答

(委員)

この工事等で法面崩落とかが出たが、あとは順調にいつているのか。

(事務局)

工事については、法面が崩落した当時、約 1.5 カ月工期が遅れる状況であった。その後、業者の方でも工程の見直しを今も続けており、工期が短縮するような協議を進めながら工事を進めているところである。

(委員)

あともうすぐで終わるような工程になっているが、最近長崎でも地震が発生しており、また 2・3 日前にはよその国でも地震があっっていて津波警報とかが発生している。最近、九州には熊はいないと思うが、イノシシなども発生しているので、現場の被害が発生する恐れもあるので、業者の方々に余計な負担をかけないようにお願いしたい。

(事務局)

地震など不測の事態に際してはその都度考えて対応していきたいと思うが、何が起きるか分からない状況があるので、業者にはそういう負担がかからないように施工を考えていきたい。

(委員)

崩落した法面は 1 ページの図でいうと青で囲まれたところになるのか。

(事務局)

1 ページに示す青色の囲みの中のちょうど真ん中あたりが造成をしたところになるが、この造成をした写真で言うと右端の方のラインになる。

(委員)

この法面自体は施工してから間もなく崩落してしまったということか。

(事務局)

法面の施工自体は令和5年11月頃に完成しており、それから約7カ月弱ぐらいで崩落している。

(委員)

5ページ左の写真を見て古い法面が崩落してしまったのかと思ったが、この崩落の原因はどういうことが考えられるのか。

(事務局)

これらの原因については今も事業者とも話をしているが、事業者の説明の中では想定ができなかったということで、不測の事態という感じで話をされてはいるが、そこは今協議をしている状況である。原因がまだ完全には特定されていないという状況である。

(委員)

前回の会議でも原因を調査中という話であったが、たまたま人的被害なしということだったが十分人命に関わることになり得ると思うので、まず再発防止は絶対に必要だと思うし、老朽化しているということだとすると、他にも下水管とか老朽化で事故に繋がっているのも、他の部署ともその情報共有というのが必要かと思う。単純に施工ミスとかだったらまた話は違うかもしれないが、こういう事態が起こるということは、ぜひ他の部署も含めて情報共有していただければと思う。

(事務局)

この施工自体も建築部や土木部と情報共有を図りながら施工しているが、今回この工事が起こった原因が施工ミスなのか設計ミスなのか、それ以外のことなのかということも含めて、今協議を重ねている状況である。今後もそのあたりを業者と真摯に向き合いながら話をしていきたいと考えている。

(委員)

最後のところで説明いただいた、その通りちゃんと運用できるかモニタリングしていくという話があったが、例えば毎日の利用者が何人というような目標値みたいなものはあるのか。

(事務局)

環境教育として現在、長崎市の小学4年生の子供たちが東西工場に工場見学に来ている。それに加えて今は海外とか他の県の方々もよく来られている。例えば、海外で言うと中国とか韓国とかそういうところ。長崎市内の皆様には改めて情報発信をして、東工場、西工場にたくさんの方に来ていただいて、環境教育を広げていくということを考えている。

(委員)

モニタリングして、予期した通りになっているのかいないのかという判断基準みたいなものがあると思う。